

第百五十六回
会

参議院国土交通委員会会議録第二十一号

平成十五年六月十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十二日

辞任

齊藤 滋宣君
野上浩太郎君

補欠選任

田村耕太郎君
小林 温君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

藤井 俊男君

鈴木 政二君

脇 雅史君
山下八洲夫君
森本 晃司君
大江 康弘君

委員

岩城 光英君
木村 仁君
杵掛 哲男君
小林 温君
田村 公平君
田村耕太郎君
鶴保 庸介君
松谷蒼一郎君
吉田 博美君
吉村剛太郎君
池口 修次君
北澤 俊美君
佐藤 雄平君
谷林 正昭君
統 訓弘君
大沢 辰美君
富樫 練三君

国務大臣

国土交通大臣

扇 千景君

副大臣

国土交通副大臣

中馬 弘毅君

大臣政務官

国土交通大臣政務官

吉村剛太郎君

事務局側

常任委員会専門員

杉谷 洸大君

政府参考人

国土交通省住宅局長

松野 仁君

参考人

国土交通省政策統括官

河崎 広二君

都市基盤整備公団総裁

伴 襄君

都市基盤整備公団理事

田中 正章君

都市基盤整備公団理事

古屋 雅弘君

都市基盤整備公団理事

那珂 正君

都市基盤整備公団理事

中田 雅資君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○独立行政法人都市再生機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤井俊男君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

まず、政府参考人の出席要求に関する件について

てお諮りいたします。

独立行政法人都市再生機構法案の審査のため、本日の委員会に国土交通省住宅局長松野仁君及び国土交通省政策統括官河崎広二君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤井俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤井俊男君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人都市再生機構法案の審査のため、本日の委員会に都市基盤整備公団総裁伴襄君、都市基盤整備公団理事田中正章君、都市基盤整備公団理事古屋雅弘君、都市基盤整備公団理事那珂正君及び都市基盤整備公団理事中田雅資君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤井俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤井俊男君) 独立行政法人都市再生機構法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷林正昭君 おはようございます。谷林正昭でございます。

もう三回目になりましたけれども、実はこの新機構に当たりまして、私はどうしてもこれは一つの政治決断も必要になってくる場面があるんじゃないかなというふうに審議をさせていただいて思っておりますし、一方で強力なリーダーシップも必要になってくる、このように実は思っております。

昨日、参考人の皆さん方に来ていただきました。御意見を聞かせていただきました。都市再生ということをしつかりこれからはやっていかなきゃならない、東京というのも東京なりにもっともつとしっかりとしないやならない、地方の都市も頑張らなければならぬ。あるいは、一方のこの新機構の事業の柱であります賃貸住宅の確保、そして建て替え、そしてそこに住んでおいでになる方々のコミュニケーション、あるいは、どういいますか、本当にそこに住んで良かった、住みたくなる、こういうまちづくり、こういうものが実は昨日、非常に有意義に議論をさせていただきましたし、意見も聞かせていただきました。

私は、マンション建替え法のときに本会議で質問をさせていただきました。そのときに、小学校四年のときに家が丸焼けになった、そしてバラック生活を四年間、四年から中学二年までバラック生活をしました、そして、その後、父親が頑張つて小さな家を建てた、しかしその父親が高校二年のときにトラックの上から転落をして労働災害で死亡した。

父親というのは、十八年に結婚をして、戦争に行つて、二十年に帰つてきて、私が二十一年に生まれ、そして三十八年に、間に子供三人生まれ、そして大火に遭い、家が丸焼けになって、頑張つて家を建てて、そしてその家が完成しないうちに四十二歳の若さで亡くなった。何のために父親はこの世に出てきたんだろう、そう思いながら本会議で質問をさせていただいて、その大きなポイント、私の母親は今八十になろうとしておりますが、いまだに完成していないその家を、ばあちゃん、家、少し直すけ、建て替えるけ、こう言つたときに、八十になる母親は——済みません、ちよつと詰まりました。父ちゃんが頑張つて建てた家だから、私が死ぬまで壊さんといってくれ、直

さんといわれ、実はこう言うんですね。

それくらいに住宅というのは、家というのはその家族のきずな、そして家同士のきずな、そういうものを、その地域のためにどうあるべきかというのを私は父親や母親が教えてくれた、このように思いながら本会議で質問させていただきまし、またこの新機構設立に当たりまして、住宅というのは本当に大切なものだと思いますが、実は質問をさせていただいております。

そういう意味では、今、今日もたくさんの方がおいでになっております。本当にこの公団住宅で住んで良かった、子供たちも大きくなった、これから自分たちが住み続けるために、高齢者の皆さんのことを、そして仲間になったそういう人たちのことを思いながらやっていきたいという参考人の御意見もございました。

そういう意味で、私はこの公団が果たしてきた役割、そういう意味では非常に大きなまちづくりというものが私はあると思います。そういう意味で、居住者だけではなく、その周辺のまちづくりにも公団が果たした役割は非常に大きい、より良い町環境というものを作ってきた、そういうことを考えたときに、この貴重な公団を取り巻く環境、空間、これを非常に大切にしなければならぬというふうに思いますので、もし建て替えのときに、高層にして、周りを売り払って、町コミュニティを作り直すというのは非常に私は難しい、厳しいというふうに思います。そういう意味で、この貴重な空間が建て替え事業によって失われてしまうことがないように私はすべきというふうに考えます。

ある人に聞きましたら、三十年前にそこに移り住んだときに、そしてみんなで桜の木を植えた。それが年々太くなって、今じゃすばらしい花見ができるような状況にもなった、そういう、気持ちの上ではそこに植えた樹木と一緒に育ったという気持ちもある、そういう大切な空間を是非守り続けたい、こういうことを考えさせていただいております。

そういう意味で、是非大臣に御答弁をいただきたいと思いますが、そういう貴重な空間、町の安らぎみたいなものが建て替え事業によって失われるような配慮を是非お願いしたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(舩坂 景子) おはようございます。連日と言ふべきか、この審議も度重なってまいりました。

そして、今、谷林議員が自らの生い立ちと自らの御家庭をあえて吐露して、我々に住宅の重要性、また人生にとって住宅がいかに大事であるかということをお説きになりまして、私は、谷林議員が、自分の父親が戦争に行つて苦勞し、帰ってきて、そして働いて家を建てて、何のために生きたんだろうとおっしゃいましたけれども、私は、三人の立派なお子様を残し、そして谷林議員のよううに世のため人のためにこうして国会の中に出てくる、こういう人を残しただけでも、私は、お父様がこの世に存し、そして自分の子孫を立派に残してくださったということだけでも、そして自分の苦勞を苦勞としなかったお父様だと思いますけれども、それを分かってくれる子供がいるということは私はどんなに幸せだろうと思います。

そういう意味で、谷林議員があえて御自分の経験を吐露なさいましたけれども、私は、それに負けることなく、またその意思に、私は、谷林議員が今後もそういう心を持って多くの人のために働かれることは私は立派なお父様への孝行だと思いたすので、心から称賛をし、今後も頑張つていただきたいことをまず冒頭に申し上げておきたいと思ひます。

それから、参考人をお呼びいただいて、オープンスペースのお話が出たようでございます。私は大変大事なことでございます。家を建てればそれで全部満足だということではなくて、環境というものがいかに、私は大人より子供に対する環境の保全ということは大きな精神的な影響を及ぼすものだと思ひます。コンクリートに囲まれて、自然と接することなく、春、夏、秋、冬と日

本の四季があつても、春、夏、秋、冬に咲く花の名前も子供は分からない。そして、このごろは春、夏、秋、冬に季節に即した果物も子供は名前が言えない。そういう日本の特徴のある自然と接することなく、コンクリートの中で育つてしまったのでは、今、谷林議員がおっしゃったような人間性はまず育ちません。

そういう意味で、私は、今までこうして公団が果たしてきた約七十五万戸の、賃貸の管理して来たところが今約七十五万戸、二百万人、この人たちにとても私は大きな責任も持っていると思ひます、そういう意味で、ですから、参考人がおっしゃいましたように、オープンスペースをいかに生かすかということは、私は、高層になってオープンスペースをなくさないでくださいと谷林議員おっしゃいましたけれども、高層にして余つたところをすべからず私は自然を保護する緑の町にする、そしてその余つたスペースで少しは老人のためにエレベーターも付けようではないかと、そういうことに私は政策転換することの大きな第一歩だと思ひますし、私はそれが二十世紀と二十一世紀の違いだということを絶えず言い続けております。

ですから、二十一世紀のソフトの時代を作るためには、今後の改革によって、高層に建て替えたときも、そういうより余つたスペースは緑の回復、自然回復、そしてバリアフリーと高齢社会に適應できるようにしていくという原則がなければ建て替える意味もありません。古くなったから、年数が来たから建て替えるだけでは味もそつともありません。

そういう意味では、私は、今後、あらゆる統合した知恵を働かせて、なおかつ建て替えてよかつたなどと言えるものになつたら何のために建て替えるんですか。私は、そういうお気持ちと、また公団が今回こういう法案を出して皆さんに御審議いただいているのも、そこに原点があろうと思ひますから、その自然と人間の共生という原点を忘れることなく私は遂行すべきだと思ひ

ております。

○谷林正昭君 ありがとうございます。

今日来ておいでになる皆さん方は、みんな公団に入つておいでになる方、そしてこれから建て替え準備をされている方、あるいはもう終わった方、いろんな方がおいでになろうかと思ひますが、その方々のお話を聞いたときに、これからは若い人たちが子育て世代、こういう人たちが公団に入つていただく、そして、より活性化のある、老人だけの公団ではなくて、棟ではなくて、やっぱり若い人たちが安心してそこへ入つていただけるような、そういう環境も作りたいたいと思ひておいでになると思ひます。

そういう意味では、若者世代、子育て世代、そういう人たちが魅力を感じる公団住宅、こういうものを私は施策としては必要だと思ひますが、そういう施策を今後作つていかなければならないと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(松野 仁君) お答えいたします。

公団は建設時期の古い賃貸住宅団地から順次建て替へを行つてきているところでございます。したがひまして、建設時期が古い団地ほどお年寄りの方の割合が多いという、高いということがございまして、建て替え事業の実施に当たりましては、若者世代あるいは子育て世代の居住に対応した住宅を併せて供給することによりましてバランスのよいコミュニティが形成されるよう配慮することが重要でございます。したがひまして、従来の建て替え事業におきましては、公団が従前居住世帯のための住宅のみならず、若者世代や子育て世代の居住のための賃貸住宅も供給してきたところでございます。

しかしながら、今回の特殊法人改革におきまして民間にできることは民間にゆだねるということ、都市再生に民間を誘導することを基本とするという業務の見直しがございます。新規の賃貸住宅につきましては、直接供給ということではなくて、民間事業者に対する支援を行うことによつて政策的に必要な賃貸住宅の供給を誘導するという

こととしております。

したがいまして、今後の新規着手の建て替え事業におきましては、機構が、都市再生機構が従前居住世帯の同居のための賃貸住宅を供給するというところでございますが、若者世代や子育て世代の居住にも対応した新たな賃貸住宅を余剰地において民間供給支援型賃貸住宅で供給することになりまますので、そういう形で供給する、あるいは場合によっては公営住宅あるいは保育所等の子育て支援施設の併設を促進すると、こういったことで若者世代等にとつても魅力的な居住環境を作っていくということになるかと思ひます。

○谷林正昭君 是非、これからは、マンションはマンションで、いい環境は環境として私はできていくと思ひます。それから、賃貸住宅は賃貸住宅として、またいい、すばらしいところもありますし、まちづくり、環境づくり、こういうものも大切になってくるというふうに私は思つております。

そういう意味で、是非、ソーシャルミックスという言葉を使うことも実は聞きました。そういうことで、いろんな方々がそこで頑張られる、そういう環境を政策的に私は作っていくべきだ、それが強い言うならば日本の活力になっていく、そういうふうにも、飛躍し過ぎかも知れませんが、私は感じております。是非、若者あるいは子育て世代に魅力ある公園、こういうところに政策的にやっていたきたいというふうに思つております。

次の質問に入らせていただきますけれども、私、小学校のときに、こういう言葉は適当かどうか分かりませんが、エンゲルの法則、エンゲル係数というのを実は教えていただきました。私も食べ物もろくにない時代に育ちましたし、母親も苦労しましたし、ちがつとさつき見苦しいところをお見せしましたが、子供のときに家が丸焼けになつてというようなことがあります、いわゆる収入に、その家庭の収入に占める食費の出費の割合が多ければ多いほどその家庭は苦しいとい

うような話を実は習いました。ところが、今はそういう時代ではないと思ひます。

いろんなものを、飽食の時代と言われるようにありますし、昔は着るものも着ない、何もしなくても食ふということに執着をしなきゃならなかった。ところが、今はそうではない。今は逆に、私はそのことを考えたときに、食ふということよりも住むということに、家というところに私は収入の大部分を、その家族の収入の非常に大きなウェイトを占める、そういう統計があるのかどうか私は分かりません。しかし、一戸建てを持つとうとしたら大きなローンを組まなきゃならぬ、月々返済をする、それは食ふものも食ふないで返済をしなきゃならぬ。あるいは賃貸住宅に入れば月々その家賃を支払わなければならぬ、そうしなければ食ふものも着るものも我慢してもそれに対応しなきゃならぬ。

私は、今の環境は、住むということに関して重きを置かざるを得ないような、そういう状況になつてきているというふうに思ひます。そういう意味では、公団賃貸住宅の建て替えに伴う、その収入に占める、いわゆる住に係る負担が非常に多くなつていくという、私は、そういうふうな状況の中で、より住宅弱者と言われるような人たちに對して国が政策的に、あるいは公団が政策的に、あるいは何かをやるべきだというのが、そのエンゲルの法則から考えて、私は、今度は逆に住宅というものを、住むということ、ローンを組んでいる人もおいでになります、それから、今ほど言いましたように、月々家賃を支払つて家庭を営んでいる人たちがたくさんあります。そういう意味では、特に、収入が減つてくる、年金生活になる、そういうときには、限られた収入の中で固定した住に係る支出が多くなる、こういう現状をやつぱり私は直視しながら、政策的に住宅弱者と言われる人たちのための手を差し伸べるといふ政策が必要だと思ひますが、いかがでしょうか。

○参考人(古屋雅弘君) ただいま委員から御指摘いただきましたように、入居者の方々にとつては

家賃の問題、大変重要でございます。

特に、建て替えの場合は、家賃も含めて入居者の方々の居住環境が変わりますので、私も大変きめ細かにいろんな配慮をさせていただいておるつもりでございますが、家賃について申し上げますと、建て替え後の住宅に戻れることを希望される方々で特に低所得者の高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯あるいは生活保護世帯の方々ににつきましては、一般の戻り入居者の方より一段の家賃減額措置を講じまして、居住の安定に配慮させていただいておるところでございます。

また、建て替えの場合には、できるだけ公営住宅を併設するなり、借り上げ公営住宅という形で供給していただくなり、そういったものの導入に努めまして、自治体の方でも私どもの従前入居者を優先的に入居させていただく、あるいは周辺の公営住宅への入居あつせんを講じていただくといったような措置を講じておるところでございます。

これらの措置につきましては公団法にもその根拠規定が置かれておりますが、機構法にも同様の規定が置かれておりまして、これら低所得高齢者等の世帯につきまして、今申し上げたような措置につきましては引き続き適切に実施していく必要があり、大変重要な課題であるというふうに考えております。

○谷林正昭君 いろんな措置がなされていて配慮がなされている、今そういう御答弁でございます。私もいろんな資料を見させていただきまして、よくここまできめ細かくやつておいでになるなという部分もございいます。

そこで一点、しつこいようですが、一昨日質問させていただいたいたわゆる旧制度と新制度の関係、ここでもう一遍やらせていただきますけれども、一昨日の御答弁では、こんなことを言っちゃ失礼ですけども、当時の、戻りたいか戻りたくないかということの家賃を示しながら、戻った場合の家賃を示しながら選択をしていたのだ、だから今更その制度をこのラインに合わせる

ということとは、戻りたかったけれども家賃が高くなるからといって出ていかれた人に大変申し訳ないからラインを合わせられないんだ、こういう御答弁だったというふうに私は思ひます。

今おいでになる方々の理解が得られないから合わせられないんだというものではなかったように私は受け止めました。そうやってきたときに、一定の判断をしてその団地を出ていかれた人達を切り捨てるという意味では私はないと思ひます。そうではない、今おいでになる、地域は違ひますけれども、公団で生活をしておいでになる方々、そしてこれから収入も少しづつ下がっていくあるいは上がっていく、いろんな方、おいでになるかと思ひます。年金生活になる、いろんな方、おいでになるかと思ひます。新制度と旧制度というのは、やはり私は新しい機構になるこの機会に一定の出でいかれた人たちの御理解も得られるような、そういうシステムを作りながら線を合わせるべきだと、これは可能だというふうに私は先日の答弁を聞いて思ひました。

今おいでになる人々の中で、それはおかしい、そういうそこは起きません。強いて言うなら、建て替えのときに仕方ないといってその団地を出られた方々との気持ちをおもんばかれば、今合わせるのには難しいという答弁だったというふうに思ひます。しかし、いろんな方々の、そしてそこに一緒に少なくとも住んだコミュニティ、そういうものを思い起こしていただければ、今ここで新しい機構になるときに、新制度に合わせたからといって、出ていかれた方々は何をしてくれるんだ、こういう気持ちには私はならないというふうに判断をさせていただきました。

したがいまして、この問題は非常に、まだまだ議論が足りないかも知れませんが、私はこの機会に、富樫先生が御質問されて、そして、もしそういう方々を一線に合わせるとしたらどれだけの費用が要りますかという質問に対して、大ざっぱに言つて二億円で済む、こういう答弁もございました。私は二億円が大きいお金か小さいお

金が分かりません。しかし、そこに住んでおいてなる方々が、そのお金で不公平感がなくなつて、そしてこれからもそこで住み続けようという、正に心の通った公団政策、こういうものが得られるとするならば、是非この機会に新制度に合わせていただきたい。これは理屈とか、そういうことではないかなかなか難しいかも知れませんが、政治的判断も一方では必要だということに思いますので、御答弁をお願いいたします。

○参考人(古屋雅弘君) 大変切実な御指摘でございますけれども、お言葉を返すようでございますが、建て替え事業の実施に当たりましては、委員御指摘もいただいたように、戻られる場合の家賃はこうです、減額措置はこうですと、あるいはほかの団地へ移れるならこうです、公営住宅はこういうふうにあつていただきたいと思います。これを、建て替えの方々に条件を提示し、選択をしていただいているわけでございます。

その戻り入居に係る家賃減額措置につきましては、ある種建て替え事業に伴つて家賃が激変することに対する補償措置、公共事業でいろんな物件を買収されるときに補償いたしますけれども、それに類似のものでございまして、この件につきましては、旧制度により戻り入居された方々とは戻り入居後の減額措置についていろんな条件を提示させていただいた上で合意をし、戻りの契約をさせていた上でございまして、補償措置としてはこれで完結をしているのではないかとこのように考えております。

仮に、先生からいろいろ御指摘ございましたけれども、やはり旧制度で戻られた方に新制度を適用するというのであれば、実は戻られた方を上回る方々が団地から別の住宅へ移つておられるというふうな事情がございますので、やはりそういった方々との公平とか、バランスをやはり考えざるを得ない。そういうことから、遡及して新制度を適用するということは非常に困難であるということも誠にやむを得ない状況ではないかな

というふうに思っております。

なお、さはさりながら、公営住宅との連携でありますとか、高優良も大変力を入れてこれから供給しようとしております。公営住宅との併設、あるいは私どもの住宅、公団住宅を公営住宅として借り上げていただいて、公営住宅として供給するという実績はこれまで二千七百五十五戸に達しておりますし、また建て替えを契機に公営住宅にあつては、公営住宅の方に入居していただいた方々は二千九百四十四名に達しております。そのような他の住宅施策との連携において、戻りの入居者の方々あるいは従前居住者の方々の居住の安定が図られるよう最大限努力をいたしたいと思ひます。

○谷林正昭君 きめ細かな対応をしながら、そして特に第一線で居住者の方々と対応されて、努力されているということも十分承知をさせていただいております。

しかし、私が今言わせていただいておりますのは、そういう納得感で仕方がないから出ていかれた方々のことをおもんばかつて、ずっとこの後も触れないんだ、しかし新しい制度というのはその次にまた見直すときが来ると思うんです。やっぱり段階的に見直すときが来るという、そういうことが私は必要ということを考えたときには、今このときに正に、より信頼関係を強めるといふことも含めて、そしてこれからはその住んでいる方々の公団に対する信頼、こういうものも強めていく。こういうことを含めたときにはやっぱり、理事、古屋理事には政治判断はこれは私は求めるつもりはございませんが、しかしながら現実的にそういう声を受け止めていただいた公団、そして今度はその公団が新しく機構に変わる、このときに政治判断をいただきたいというのは、これは大臣に聞くしかないんです。

大臣には通告してありませんけれども、今の理事の答弁をお聞きになつて、そして私が今申し上げたお話を聞かれましたら、私は是非ここで大臣の判断をいただきたいと思ひますし、是非御答弁

をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(岡田豊君) これは先日、谷林議員からもありましたし、共産党の富樫議員がそのことに對しても私に答弁を求められました。

このことは、今まで住んだ人たちが出ていって、そして建て替えるときに、帰ってくるときにこれはこれこれの特典がありますよ、配慮しますよといったとき、制度改正によつて、最初に出ていって、帰つてきてももう配慮の配分の仕方が少ないから私はもう新しいところへは帰れませんよといつて帰れなかつた方もあるのはおっしゃるとおりでございます。

けれども、制度改正というのは、御存じのとおり、やっぱりその時代に合った制度改正をせざるを得ない。また、制度改正することによつて新たな第一歩が踏めるという制度改正もあるわけでございます。ですから、今、谷林委員がおっしゃつたように、制度改正前に、じゃ平成九年と平成十年で差が出るじゃないかと、そうおっしゃること

はよく分かります。ただ、全く例は違ひますけれども、制度改正といふものと世相の違ひということ、例えば、バブル期に亡くなった方が遺産相続税で、バブルのときに地価評価が高くて、バブルのときに死んだ方が相続税が高くて、バブルのときに死んだ方が相続税が掛つた、バブルがはじけて、今死んでいけば、同じものでもっと資産価値が下がつて遺産相続税が少なくなつたじゃないかと、こういうことも、これは例が違ひますけれども、例えは違ひますが、制度改正といふものと世相の違ひといふものがあり

ますから、私は、どこで線を引くかといふことをきちんと私は住民の皆さん、あるいは建て替えるときに説明の不足があつたといふことだけは私は認めます。また、そうするべきだと思ひますけれども、公団がどの程度皆さん方に情報開示をし、御説明をしているか、それは私は注意すべきことだろうと思ひますけれども、私は情報開示が第一だと思ひます。

親切、丁寧にと今、谷林議員が言つてくださ

ました。細かに政策的にも配慮していただいていると言つていただいたことに對しては、公団が私は最大の配慮をしてきたんだらうと思ひますけれども、今言つたように、平成九年、平成十年でそこで線を引いて格差ができたといふことに對しては、もう一度私は説明が必要でございます。私は、それは政治判断でございます。政治判断で、今の二億のお金が多いとか少ないではありません。そういう意味で、私は、今度公団が機構になるときにそういうことをきちんと住民に納得していただい

て、今、政府が考えて、そして、変な話ですけれども、住宅公団の別途にあります、この機構もあります。そこではプラスになつていきます。変な話で、株式会社日本供給会社というのは、これはプラスです。

ですから、ここで私は二億の金が多い少ないではなくて、必ず制度改正するときは住民に納得できるような説明が必要であるといふことは、今後もあり得ることですから、私は、そのことを今度、機構の改編とともに住民の皆さん方に納得できるように説明をするといふのは、それは仕方がないことだと思ひますけれども、そういう配慮をするべきであるといふことは重ねて私は注意したいと思ひます。

○谷林正昭君 今、大臣がお答えになりました内容、私は非常に意味が深くあるといふふうに受け止めていただきました。正に公団の姿勢、そして公団が住民の皆さんとどう対話をしながら、そしてより良い方向性を作る、新しい措置を考へる、そういうところだといふふうに受け止めていただきました。是非、公団から国土交通省に相談があつた場合はひとつ適切なアドバイスをいただきたいといふふうに思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

そこで、次の質問に入らせていただきますけれども、道路公団の問題がよくマスコミあるいは取りざたされます。それは、本体がたがたになつて

うかつて、そしてそこに多くの人たちが天下りをして、というようなことがよく取りざたされます。そういう意味では、同じ目でいわれる整備基盤公団を見たら私はいけないというふうに実は思いました。

というのは、今、子会社、ファミリー企業を調査をさせていただきまして、全部調査ができるわけじゃありませんが、一点、一つの会社で日本総合住宅生活株式会社というところがあります。いわゆるJSというところでありまして、これが年間一千億円を超える、一千億円ですよ、一千億円を超える事業の取引がこの整備基盤公団とあるということが分かりました。世の中で一千億円を超える取引をすばんとやっている。そして、それが、じゃ、どれだけもうかっているのかというようなことも実は見させていただきましてが、非常に利益率が悪い。一千億円の仕事をして○・数%の利益率。これは一体どうなっているのかな、正直言っています。

ところが、昨日、参考人の方のお話を聞きました。リニューアルとかあるいは修理だとか、こういうとき、あるいはメンテナンス、そういうときに、私たちはこの日本総合住宅生活株式会社、JSの皆さんのその働きぶり、気の遣い方、仕事ぶり、そういうことを考えたときに、非常に信頼を持って安心してやっていただいている、こういう声もいただきました。そうなってくると、一体このJSというのはどういう会社なのかということ世間にすっかり明らかにして、そして、いいところは伸ばす、悪いところは改める、こういうような観点で私は見ていかなかつたら大きな誤解が生じるような気がしてきました。

そこでお尋ねをいたします。このJSというのはどういう仕事をしているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(古屋雅弘君) 日本総合住宅生活株式会社、いわゆるJSは公団が資本金の三分の二を出資いたしました設立いたしました私どもの子会社でございます。これは、この会社は、公団の賃貸

住宅の管理業務を補完するということで、効率的、機動的に動いていただく組織として作ったわけでございます。

具体的な仕事としては、公団が実施すべき業務ではありながら、例えば住戸内の改良でありますとか、小規模な、もう日常茶飯事あるいは昼夜を分かたず生じるような不具合といったようなものに緊急に駆け付ける、あるいは給排水のラインが故障したといったときに夜でも日曜でも駆け付けるといったような、そういった対応を入居者の方々の円滑な関係の中で、住戸の状況もよく承知しながらやっていただくことが必要でございます。そして、そんな業務を補完的に遂行していただくために作られた会社でございます。

それで、株主として公団が三分の二の支配権を持っておりまして、公団のいろんな管理方針を踏まえながら重要な業務を遂行していただいているところでございます。

○谷林正昭君 それでは、この三分の二の株を持ちながらやっている、私はそんな大きな株ではないと思うんですね、二十億円か十億円だったと思うんですけれども、その会社が一千億円近くあるいはオーバーするような状況だということに聞いたんですが、具体的にその数字を聞かせていただけますか。近年、公団からの受注高と経常利益、その経常利益は何%に当たるのか。簡単に、率直でいいですから、お願いいたします。

○参考人(古屋雅弘君) JSの公団からの受注高は、平成十三年決算で一千二十億でございます。ここ数年大体一千億程度で推移しております。経常利益は平成十三年で見ますと十六億円。したがって、売上高に占める経常利益の割合、経常利益率は平成十三年の場合は○・九%となっております。

○谷林正昭君 一千億円を受注しているということとでありますから、非常にすごいお金がそこへ行っているというふうに思います。しかしながら、その経常利益が非常に少ない。利益率も悪い。この理由を聞かせてください。

○参考人(古屋雅弘君) JSは、先ほど申し上げましたように、公団の子会社で、私どもの管理方針に従って仕事をさせていただくという意味で全く純粹の会社とは異なるわけでございます。したがって、民間と競争するような大規模修繕工事等からは撤退いたしました。先ほど申し上げましたような補完的な業務に専念をしております。

それから、公団のいろんなコスト削減に積極的でありまして、例えば、工事仕様の見直しに協力していただく。例えば、工事仕様の見直しでありますとか、積算の合理化でありますとか、新技術の導入でありますとか、そういったコスト低減に先導的に、いろんな技術開発をしながらこれに取り組んでいただいているといったようなことがございまして、大変、集合住宅の管理というのはまだ民間でもなかなかそういうことに手掛けておられる業者さん少なく、成熟が十分でございまして、このようにJSを活用しているところでございます。

○谷林正昭君 私は詳しく経理内容を調べるつもりはございませんが、端的に、役員構成で、公団からの再就職の方は何名おいでになりますか。

○参考人(古屋雅弘君) JSの現在の役員総数は十八名でございますが、そのうち公団OBが十名でございます。

○谷林正昭君 じゃJSは、これまでこの会社を優遇したことはありますか。

○参考人(古屋雅弘君) 優遇ということではございませんで、先ほど申し上げましたような、公団にとつて、あるいは居住者の方々にとつて大変重要な業務に特化をさせていただいてやっております。その結果、その分野の仕事についてはある程度公団からの発注割合が高くなるということもまたやむを得ないわけでございますが、時代が変わっていろんな民間業者さんが育ってまいりますれば、そういった民間業者さんの成熟に応じて、先ほど申し上げましたように、大規模の修繕工事からは撤退する、中規模も撤退するといったようなことを

をやっておりますので、改めるべき点は改め、より本当に公団及び居住者の方々にとつて必要な業務に特化をさせていきたいと考えております。

○谷林正昭君 二年ほど前にある新聞に随意契約の問題も実は報道されまして、誤解を招くような内容にもなっております。私はこのJSが悪いとかおかしいとか言うつもりは毛頭ございません。だけれども、一番大切なのは、そこに住んでいる方々と信頼関係でこのJSがどういう位置付けにあるのか、ここがポイントだということに思っています。そういう意味では、十八名中の十名が天下りをしている。そして一千億円ある中で、今ほどなぜ利益率が悪いのかという説明もございましたが、私はやっぱりその人が多く、あるいは人件費あるいは管理費、そういうものにもやっぱりしっかりとメスを入れなければならないところもあるんじゃないか、こういうふうに感じました。

そういう意味で、是非、このJS以外にもファミリー企業が幾つもありますが、是非、このファミリー企業の悪いところはしっかりと直す、この際、それをしっかりと私はやっていただきたい。そうしないと、国民の視線はファミリー企業というのは全部駄目だということに行ってしまう。そうではない、ファミリー企業の中でもそこに必要な部分で頑張っている、そして信頼関係を持って高い技術でやっているところもあるんですよ。私はそれは大切にしながらなぬと思います。

そういう意味で、この際、しっかりとファミリー企業の見直し、悪いところは切る、そしていいところは伸ばす、こういうところをしっかりとやっていただきたいと思いますが、その決意をお願いします。

○参考人(田中正章君) 今回の改革によりまして公団は独立行政法人、ここへ移行するわけでございます。機構本体も効率的で透明な経営を図る、こういうことになるわけでございまして、子会社、関連会社といった私どもの関係会社についてもその見直しを図ることといたしております。関係会社の業務につきましては先ほど来お話が

出ておりますが、民にできることは民にという、これは機構本体と同様の原則でございます。こういう考えから、民間と競合する業務から原則撤退いたしまして、例えば、先ほど来お話が出ておりますけれども、賃貸住宅にお住まいの方々の応急、緊急対応サービスなど、あるいはこれから機構が手掛けますところの複雑な権利関係の調整業務、機構が行うわけでございますが、これを支援する業務、こういった機構が行っていく業務の補完、代行ということに重点を移しまして、業務の見直しを図ることとしておるところでございます。

こういう業務の見直しを通して、関係会社の数でございます、五十四の関係会社が私どもでございますわけでございますけれども、これは公団以外に、出資をして株主となつていただいている地方公共団体など、こういった株主の方々の理解を得つつ、おおむね三十社程度に整理再編する所存でございます。

それから、透明性という観点では、機構移行後は、機構本体と、それからこういった関係会社との連結財務諸表の作成が義務付けられることになりまして、その結果も、それも公表されることになりまして、こういったことで透明性も確保されるということになるわけでございます。

以上でございます。

○谷林正昭君 是非、透明性を確保しながら、そういう見直すべきところはしっかり見直しをしていただきたいというふうに思います。

時間がなくなつてきましたので、基本的な考えを副大臣、大臣にお尋ねをしていきたいというふうに思います。

一つは、一昨日質問したときに、資産はどれだけあるかと言ったら、これは十六年度に出しますと。じゃ、負債はどれだけあるかと言ったら、それも十六年度出します、こうおっしゃいました。ところが、負債なんというのは今すぐでも出るんですよ。そういう意味では、私は、この新しい機構になるときに当たって、この機構の資産の透明

性、経営責任の明確化、これをしっかり私はやるべきだと、それをどう担保するのか、お尋ねをいたします。

○副大臣(中馬弘毅君) 今、谷林委員の方から御指摘されましたファミリー企業等も含めたこうした大きな改革、これが今大きな政府の課題でもございます。従来は、やはりお役所というところは、預かった税金でしようか、これを正しく予算に組み、そしてまたそれを大蔵省が審査して、それをきれいさっぱり残さずに使つてしまふ、それが一つの義務でもあり、役目でもあつたわけでございますが、そうする中で、ただ、普通の日常業務ではなくて、こうした事業経営の場合には、国鉄の場合にもあるいはまた電電公社もそうでございますけれども、こうしたファミリー企業的なものを抱えて、そこで少し、何といひましようか、仲間同士の取引をしてしまふといったようなケースも出てきて、これが大きな国民の批判を浴びてゐるところでございます。

そういったことから、民営化ないしはこうした独立行政法人化を今目指しているところでございまして、民営化の場合にはともかく、この独立行政法人の場合はあくまでやはり公的なこれは法人でございますから、入居者その他も誤解ないようにしていただきたいと思いますのは、ただ利益追求のためにどんどんと家賃を上げてしまふんじゃないかといったこともございます。しかし、民間企業ならばともかく、こうした独立行政法人ですから、そのことにつきましては非常な制約といひましようか、また我々役所も含めた監督官庁がしっかりとこれは見守らなければならない問題でもあります。

と同時に、今のお話がありました透明性の問題につきましては、これは独立行政法人として新たな会計制度を設け、そして業務運営の仕組み等が民間的に行われることを義務付けております。ただ、今までは、お役所といった場合には、購入したものといいましようか、取得したものはそのときの取得価格で計上されてゐるわけでございます

が、これを全部時価評価にしなければいけない。大変な、道路公団も今やっておりますが、大変なこれは大きな作業でございますが、来年の七月、独立行政に移管するまでに、移管した後ですかね、こういったことをちゃんと見直して、BS勘定等もはつきり明らかにすると同時に、今言いましたような民間企業並みの財務諸表を作成し、第三者である会計監査法人の監査を受けることによつて資産、負債の状況が定期的に開示され、その透明性が確保される仕組みになっております。そして、業務の運営につきましても明確な目標を設定しまして、中期計画期間三年から五年ですけれども、この終了時点で独立行政法人評価委員会という、それぞれの省にございしますが、第三者機関によつて業績の評価を行うこととしております。そういう意味で経営責任の明確化が図られる仕組みになっておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

このようにいたしまして、機構におきましては、資産、負債の透明性が確保され、経営責任の明確化が図られることが独立行政法人制度によつて担保されているものと考えております。

○谷林正昭君 是非、明確化を担保しなきゃならぬというふうに思いますし、最後に大臣にお尋ねをいたします。お尋ねというよりもこれは要請になるかも分かりません。

というのは、昨日の参考人質疑のときでも、新機構になるときにはやはり民間的感覚、そして、どうしても黒字にならないところがあるかも知れないけれども、それを意味ある赤字にしなければならぬ、こういう御意見もございました。私もそのとおりだというふうに思います。赤字を出しても、その赤字が将来につながる、そして意味がある、国民が納得してくれる、そういうところも大事だというふうに思います。そのためには、私はしっかりとリーダーシップ、これが大事だというふうに思います。

したがいまして、そのリーダーシップ、そしてそれを思い切つて何をやるか、いわゆるこの機構

の体質改善を、大臣は一昨日の御答弁の中で体質改善という言葉を非常に強い口調でおっしゃいました。是非、そこら辺りをしっかりと国民の皆さんに聞かせていただきたい。体質改善をするためにはリーダーシップが必要です。そういう意味で、是非、大臣の最後に御答弁を受けまして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(扇千景君) 今回、いろいろ御議論いただいておりますけれども、私は、今までの公団が果たしてきた役割、その重要性は、今まで国民の皆さん、今二百万人の居住者の皆さんもよく分かつてくださつてゐると思ひます。

ただ、今回、この機構が変わるときに、今言つたようなファミリー企業、子会社、関連会社含めて今五十四社とか五十八社、言ひました。これだけあることだけでも不思議だから、これを変えようと。機構が変わるときこそ私はうみは出すべきだと思ひます。

そして、今も話がありましたように、私は一概に天下りが全部いけないとは言ひません。それぞれの専門でもつて、まだ五十二、三歳で天下つて専門を生かさうという、そのいいところだけはいいですけれども、十八人の役員の中で十人いるという、ちょっと異常ですよ。これは常識的じゃないですね。だから、そういうことをやつぱり変えていかなきゃいけない。

そして今、たまたまお話が出まして、株式会社日本の総合住宅、これが今までどれだけあつたかといひますと、剰余金が出てゐるんですね。その剰余金自体の金額が、私の手元に入つてきたものでは五百十二億円あるんです。そして、ですけれども、少なくとも私は、これだけの剰余金があつて、なおかつ今人数を減らしました、職員も減らしました、リストラもしますというけれども、将来、四年掛かつて五千人を四千人にしようということも計画してゐます。けれども、必要不可欠な人は、サービスの低下につながりますから、これはしなきゃいけないけれども、例えばファミリー企業のこの五百十二億円というのは今後どうする

のかと。単なる五〇%株を持っていますけれども、これは民間の株式会社なんだから、これはもう全部どこか行っちゃっているんです、それはいいんです。

ですから、例えば例を挙げれば、五百十二億円をどのようになら活用するのかわからないことを考えていけば、これは基金の積立金を新たにこのお金で創設して、少なくとも少子高齢社会に対する対応の補助金にするとか、あるいは、少なくとも今後、光ファイバー等々のサービスでお年寄りでも家にいたまま何かができるような設備に投資をしていくとか、あるいは、先ほどから話が出ておられますように、環境の問題とか、あるいは防災の装置をするようにこの基金を活用するとか、そういうことで、機構と同時に、この機構に変わるときにどさくさで今までもうけたものをそのまま逃げていってしまったのでは、私は国民の皆さんにも、入った皆さんにも申し訳ない。入っていた人に還元されなければいけないわけですから。

私は、そういう意味で、今回の機構に変更するときに、今、副大臣が言いましたように、ただ新しい制度になって、新しいスタートで、そしてよりサービスをという言葉だけではなくて、今までいけなかったような完全な今回は出し切つて、そしてその剰余金なら剰余金をいかに還元していくかということも私は指導していきたいと思ひますし、公団としても、私は、今までいいこともしたんですから、この悪い部分はいくことと相殺されてしまつては意味ないので、それは私は十分考へて、反省もしながら、新たなスタートに、そしてみんなに、ああ、やっぱり機構になってよかったなと言われような改正と、反省とともに改革していくべきだと思ひます。

そして、先ほども管理はまだできませんと言へけれども、民間に一杯管理者ができています。みんな管理業者が一杯育っていますから、民にゆだねるところは民にゆだねるということで、私は改革のきっかけがいい方に行くように指導していきたいと思ひます。

○谷林正昭君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございます。

私は、今回の法案審査に当たりまして、公団住宅が本当に量から質へという住宅政策にきちつと当てはまるような、そういう住宅政策であつてほしいという思いで質問させていただきたいと思ひます。

今、三大都市圏とか四大都市圏とか言われている地域で、安くて、広くて、災害にも強い安全な賃貸住宅はどれだけ供給されているかということについて、まずお聞きしたいと思います。

一年半前だつたでしょうか、二〇〇一年の十一月八日の当委員会では、私は公団住宅の民営化問題を取り上げて、そのときに、民間による住宅供給の実態はどうなつていっているかという質問をしました。そのときに、住宅局長は次のように答えられております。特にファミリー向けの賃貸住宅は大都市圏においては非常に不足しているというのが現状でございます。一つの数字で申し上げますと、四大都市圏で約二百五十万戸程度不足しているという試算もございまして、こういう内容でございます。

民間でできることは民間でということと都市再生機構法案が出されてきたわけですが、この二百五十万戸不足しているという、この都市圏でファミリー向け賃貸住宅はその後どれだけ改善されたのかということなんです、私も数字で調べてみまして、ほとんど改善されていないという実態なんです。四大都市圏でファミリー向けの良質な賃貸住宅は民間では供給が困難と言われてきました。昨日の参考人の質疑もそういう内容でしたが、またその理由、その根拠はどういうことでしょうか、まずお聞きいたします。

○政府参考人(松野仁君) このファミリー向け賃貸住宅約二百五十万戸不足しているということ、その基になる調査が、全国で五年ごとに実施しております住宅・土地統計調査によつております。

住宅局長がお答えいたしました二百五十万戸不足というのは、平成十年の調査を基にしております。四大都市圏で借家に居住している二人以上の世帯の数が約五百七十万世帯であるのに対し、約三百二十万戸というところでございまして、したがつて、その差としてファミリー向け賃貸住宅ストックが約二百五十万戸不足しているという状況を示したものでございます。

先ほど申し上げましたように、この調査は五周年で実施しているということでございまして、で、四大都市圏におきますファミリー向け賃貸住宅不足の改善状況、これは正確には来年、十五年、今年の調査の結果が公表されなければ分らないわけでございます。来年度以降にその結果が公表され次第、御報告させていただきますと思ひますが、傾向をもう少しさかのぼつて見てみますと、平成五年時点、先ほど平成十年と申し上げましたが、平成五年にさかのぼつて見ますと、当時のデータで見ますと、不足数が約三百十萬戸ということでございました。それが、先ほど申し上げましたように、平成十年には二百五十万戸の不足ということで、その十年以前の五年間の傾向を見ますとやや改善の傾向にあるということが見て取れます。その後どうだったかということ、統計調査をまたなければいけないということでございます。

それから、最近の傾向として見ますと、住宅着工から見ますと、五十平方メートル以上の借家が毎年十萬戸を上回る着工がなされているというところで、これから見ますと着実にファミリー向け賃貸住宅の供給が行われているのではないかと、これは一つの傾向としての判断だけでございますが、そういったことではないかと思ひます。

○大沢辰美君 もう一点の質問のファミリー向けの住宅が民間ではなぜ供給が困難と言われているのか、その点について。

○政府参考人(松野仁君) ファミリー向け賃貸住宅の供給、民間ではなぜ困難なのかということでは

ございますが、従来、賃貸住宅は個人の地主の方が土地資産活用として供給されるというのが大半でございます。大部分は小規模でございまして、恒久施設整備を伴うような開発、つまりまちづくりを伴うようなものは非常に少ないということでございます。したがつて、土地を保有していることに伴います税金などのコストが負担できれば十分であるという個人地主の方によつて経営されております賃貸住宅が賃貸相場を形成しているということがございます。したがつて、新たに土地を取得して、企業の経営によつて、法人がそういった企業の経営によつて賃貸住宅を営しようとしたとしてもなかなか難しい面があります。

それは、一つは、土地取得コストを家賃に反映しようとする市地家賃は高めの家賃になつてしまふ、したがつて空き家のリスクがあると。それから、基盤整備等に時間を要するということがありまして、それに伴う負担増を回収できないというふうなことがあり得る。それから、賃貸住宅事業そのものが投下資金の回収に長時間を要するというところで、通常の民間の株式会社のような法人が短期の資金回収を求めるといふ行動原理がございまして、これにはなじみにくい。それから、長期安定的な低コストの資金調達をしなければいけません、これがなかなか難しいというふうなことがございます。

そういうことの結果として、民間賃貸住宅は極めて回転率の高いワンルームタイプあるいはかなり超高級の賃貸住宅になつていっているというふうな二極化しているということで、その間の良質なファミリー向け賃貸住宅の供給がなかなか難しいというのが実態だと思ひます。

○大沢辰美君 結局、民間がファミリー住宅を造るといふことは採算性に劣るということでやられていないというのが、やられてはいる率が少ないというところが実態だと思ひます。

そこで、民業圧迫とか、民間でできるものは民間で、官から民へというのが現在進められている

特殊法人改革のスローガンですけれども、民間が今供給している広げて安全、つまり良質なファミリー向け賃貸住宅を私は調べてみました。皆さんのところに資料を配付をさせていただいているんですが、昨日は港区の区長さんのおいでになったんですが、これは中央区の民間賃貸住宅マンションの家賃の三井不動産の空き物を、空き部屋の物件をインターネットで検索をしたんですが、非常に高いというのが一目瞭然に分かると思うんです。でも、確かに広げて安全で、職住近接、都市居住という恵まれた賃貸住宅です。しかし、問題は、今ここに示しているように家賃の高さが並ではありません。月二十五万円、三十万円という家賃です。私は、これが標準的な中堅層の世帯が支払可能なファミリー住宅の家賃と認識できるかどうか。

そこで、公団も、二枚目に資料を付けておりますけれども、都心居住、職住近接の良質な賃貸住宅の供給を掲げて事業を進めています。これは家賃が二十万円以上の住宅の一覧表も書いています。わけですが、この間、公団が家賃二十万円以上の住宅の建設をした所在地、この間でもいいです、団地名そして募集の倍率、募集戸数の合計を示していただきますか。

○参考人(古屋雅弘君) 平成十四年度に東京の都心五区、中央、千代田、港、新宿、渋谷を例に取りまして家賃が二十万円以上の住宅を含む団地の状況等についてお話し申し上げます。

幾つか事例がございますが、一つは港区及び品川区にまたがりますシティコート目黒、第一次でございまして、募集戸数二百七十九戸、応募者数二千九百七十八名、倍率十七でございまして。それから、同じく同団地の第二次募集でございますが、募集戸数が二百五戸、応募者数が二千二百四十九、倍率が十一・〇倍。それから、中央区に所在しますムーンアイランドタワーでございますが、三百五十戸の募集に對しまして、二千六十三人の応募で五・九倍。それから、河田町コンフォガーデン、これは新宿区でございますけれども、

第一次募集が、二百八十六戸に對しまして、一千四百八十三名の応募で五・二倍。それから、同じく同団地の第二次募集でございますが、三百十三戸の募集に對しまして、一千三百三十八人の応募で三・六倍、こういったような状況でございます。

○大沢辰美君 これだけ多くの皆さん、応募者が出るということは、私は、やはりその立地条件や設備水準を考えると、市場家賃に比べて著しく割安感ですか、ああ、ここは公団で安いということを感じる、そういう家賃、立地条件になっていると思うんですね。

そこで、高い家賃だが、まあ広くて良質、そして都心の居住で職住近接になっているという賃貸住宅が民間企業からも高い家賃で供給されている、そして公団からも供給されている。しかも、公団は相当な倍率で応募者が集まるという状況になっている。こういうことになれば、私は、民間ディベロッパーから見れば民業圧迫ということになるかもしれないです。でも、民間企業の活動が私は大事だということも思っております。そういう立場に立ったとしても、家賃が高いという賃貸住宅の供給の問題だけ、家賃の問題だけを私は調整すればこれは改善できるのではないかなと思うんですが。

ちよつとその問題と関連して、だけれども、大都市圏での借家の世帯を中心にしたこの居住水準の立ち後れというのは非常に現在でもあると。都市勤労者という標準的な中堅層の世帯が支払可能なファミリー向け賃貸住宅の供給、これはどうなっているのかということなんです。これはどこが供給しているのかという最大の問題が残ってくると思うんです。公団が機構になった後も含めて、これが供給を予定している、これらがこの問題を解決できる住宅を供給する、予定しているファミリー向けの賃貸住宅は、どの地域でどの程度これが供給するように今可能になっているのか、その戸数について教えてくださいませんか。

○参考人(古屋雅弘君) 大都市圏での公団のファミリー向け賃貸住宅の戸数、供給戸数でございますが、

ですが、ストックと新たに新規供給とございますが、平成十四年度末で四大都市圏において管理しているストックは七十一万戸ございます。それから、四大都市圏におきまして十五年度以降に新たに供給する言わば一種の仕掛かり中の住宅でございますが、これにつきましては二万戸を予定しております。

○大沢辰美君 これから約二万戸、四大都市圏で予定しているということですが、私は、これが終わればどうなるのかなという、二百五十万戸からしたら非常に危惧を感じるんですが、公団の方は、ファミリー向け賃貸住宅の供給実績、今もちよつと説明をいただきましたけれども、調査室の資料を見ますと、一九九九年が一万一千七百四十四戸ですね。二〇〇〇年度が一万八千七百九戸、二〇〇一年度は一万四千六百二十戸となっておりますね。だから、このペースでいったら二年間で事業は終わってしまうわけですね。その後どうなるのかということが非常に私は心配というんです。この二百五十万戸が必要だとする四大都市圏での実態からすれば大変貧しい計画ではないかと思ひますが、その後はどうなるのでしょうか。

○政府参考人(松野仁君) お尋ねのファミリー向け賃貸住宅に對する今後の改善策をどうするかというところでございますが、それぞれの、住宅政策を進めるに当たって、それぞれ国民一人一人が、持家、借家を問わず、その人生の時期に応じて多様な選択が可能な住宅供給をすることが大事だと思ひますが、賃貸住宅につきましましては、まず都市基盤整備公団におきまして賃貸住宅を供給を管理していく、これは建て替えを含めてという意味でございますが、それから、民間事業者によるファミリー向け賃貸住宅、これは例えば公庫融資による賃貸住宅、あるいは特優賃というような制度も含めてでございます。それから、高齢者世帯向けの良質な賃貸住宅、これはいわゆる高優賃というものも含んだ施策もこの中に入っておりますが、こうしたことのための金融面あるいは予算面における支援をしてまいりたいと思ひます。

それから、現在、高齢者の方が比較的広い家に住んでおられて、お子さんたちが独立されて、比較的、見ますと、少人数でかなり大きな家に住まわれているということがございます。逆に、若いファミリー世代が比較的狭い家に住んでいるというようなことで、いわゆる住宅ストックのミスマッチというのが起きてきているということがございます。この解消のために、広い家に住んでいる高齢者の方がそれを賃貸の市場に出すというようなこともこれから起きてくるということでございます。このミスマッチを解消するための持家の賃貸化を支援するというようなこともこれからやっていかなければいけないということを進めているところでございます。

今回、既存の住宅、公団住宅を引き継いで都市再生機構がその公団住宅を管理するということになりましたけれども、敷地等を整備しまして、建て替えに際して剰余地があれば民間事業者に譲渡する、あるいは民間事業者に賃貸することによって賃貸住宅の建設を支援するという形もありましようし、そういったことで良質な賃貸住宅が確保されるように努めてまいりたいと思ひます。

○大沢辰美君 特優賃、また特定公共賃貸住宅ですか、いろんな制度があります。しかし、やっぱり数は知れているんですね。今、局長は、建て替えによる新規供給ということも努めていきたい、土地が余れば民間に売つてということも言われましたけれども。

そこで、公団の建て替えによる新規供給という点に、聞きたいと思うんですが、公団は、これまで公団として、またこれから機構として建て替へか建設しないという報告を昨日の参考人の方からも聞いたわけですが、正確なところはどうか。建て替えによると、最近の戻り入居者の割合はどの程度ですか。

○参考人(中田雅資君) 公団の建て替え事業は、古い賃貸住宅を居住水準をますます向上させようと、それから敷地の適正利用をやるということである

施をしております。

実際の実施に当たりましては、戻り入居者用の住宅をまず建設する、さらに周辺の市街地の整備に必要な公共施設、それから公営住宅、社会福祉施設等の導入を図っていくというふうなことでやっております。その際、適正な土地利用を図った上で容積率を有効に活用した結果、結果として生み出された当該住棟における新規分、これは公団がファミリー向け賃貸住宅として活用していくこととなります。

また、敷地の適正利用によって生まれる整備敷地について、そこでは多様な住宅ニーズに対応して民間分譲住宅として活用する。また、賃貸住宅供給が必要な地域におきましては、今後は民間供給支援型の賃貸住宅制度を活用するというようにしておりますが、その際、民間による供給が行われないときは機構が自ら賃貸住宅を建設、供給し、補完的な役割を適切に果たすということにしております。したがって、建て替えによる建設戸数を戻り入居数だけに限定するというわけではございません。

○大沢辰美君　そこで、戻り入居数だけに限定をしないと言っていますけれども、現在、戻り入居されている人たちの数字はやはり三割から四割になつてしまっているわけですね。ですから、これではファミリー、特に子育て世代の人たちが住みにくい、帰れない、そういう実態になつているということも昨日の参考人の方の意見だったと思うんです。

私は、今数字を余り明示されずに、そういう制度があるんだと、そして民間にゆだねると、そして機構はそのことを支援するんだという、言葉では聞くんですけれども、本当にこの二百五十万、四大都市圏で困っている。で、今これをどう解決するかというのが見えないわけですね。

一番私は、これからの計画の中で計画が立てることが出来るのは、やはり今言いました、建て替えの際に新規の入居者を見込んだ、そして建て替え戸数を確保して、ファミリー入居者の人たちの

ために良質な賃貸住宅の供給を継続させるべきだ。民間ということも言っていますけれども、機構がこのことをやるべきだということを指摘したいと思うんです。

これは、伊藤参考人は、機構の仕事として非常にこれは大きい役割がある、社会的責任があるということまで昨日は参考人は述べられました。そのとおりだと思ふんです。その役割について、もう一度御答弁いただけますか。

○参考人(那珂正君)　建て替え事業に際してその地域の様々な住宅需要に対応するために、例えば分譲住宅用地として活用するほか、今申し上げましたように、本当にその地域に賃貸住宅、ファミリー向けの賃貸住宅需要が強くて、またその必要性があるという場合には、これ今申し上げましたように、今までは確かに公団自ら新規建設を主体にやっておりますけれども、今後、機構になつてからは、なるべく民間にその上物の住宅の建設と賃貸住宅の経営、事業をやつてもらおうということでも新機構の仕組みはできております。

したがって、私も新機構としては、まずは第一に、民間事業者にしかるべくファミリー向け賃貸住宅を適正に供給してもらうということ、民間賃貸住宅支援事業もスタートさせたばかりでございます。

今、理事が申し上げましたように、もし、地域によって、やはり民間事業者によるその供給がなされない場合もあるかもしれません。そういう場合には、新機構としてはその補完的役割をきちっと果たしていきたい、こういうふうに思っております。

○大沢辰美君　民間に役割を果たしてもらうといった言葉で、それがもし駄目だったら機構がその責任を果たしていきたいということは確認したいと思ひます。

でも、今まで私も述べましたように、民間がやった場合は本当家賃の面で二十万、三十万という高い家賃で、正に子育て支援の、ファミリー家族が入れるかどうかというのが私は今指摘をし

たわけですが、やはりそういう人たちが入れる賃貸住宅を造るべきであるということが今の私の主張なんです。

そこで、大臣にお伺いしたいんですけれども、四大都市圏でのファミリー賃貸住宅が約二百五十万今不足しているという、そしていろんな施策を講じてこれからそれをやるんだと言っただけでも、数字的には私は見えない。だけれども、今やれる確信を持っているところは、今の公団の建て替えのときにそういう新規加入、新規居住ができるような居住を建設することが一番適切であるということ、私は思ふんですが、可能な限り努力するという大臣の発言を求めたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(扇千景君)　今日、私は大沢議員にいい資料を出していただいたと思ひます。私もこの資料を今拝見しておりますけれども、今、公団が言いましたように、今まで公団、この資料の二ページで四というところで、家賃が公団の二十万円、二十五万円超の住宅が存する団地一覧というのをを出していただいて、今、公団の理事が何倍という倍率を言いました。ほとんど三倍、少なくとも、河田町なんかは五・二倍、二度目でも三・六倍。この外れた人たちが一ページにある民間の高いと言われるところにやむなく、ここ入れないんですから、抽せん、その入れなかった人は近傍の私はこの民間の高いところでも、泣く泣く入ったかあきらめたか、どっちかなんです。

ですから、今、公団が、理事が申しましたように、私は、でき得れば、建て替えて戻る人たちに最大限の配慮をしています。これは後で言いますけれども、そういう配慮をして、なおかつその人たちに補完的な役割として、今後、機構になつても建ててくださいねという御要望としては分かります。

ただ、少なくとも、今、二ページにいただいた公団の抽せんが少なくとも三倍から五倍になつていふということで、要望自体はあるのは分かりますけれども、だったら民間との競争性をどうする

のかということもこれまたこれありということ、なるべく安い、だけど公団でもこの二十五万つてびっくりしますよね。それほど高いところこれだけ、五倍、三倍、三百戸一千人以上がこれ応募しているというの私は大変いい資料を出していただいたと思ひますので、こっちは五倍で、片一方、民間はやっぱり高いから、これ三井不動産の空き室物件のインターネット、これ空いているわけです。

ですから、どれくらいの私は坪数があるのか、あるいは平米があるのかよく分かりませんが、それでも、それくらい私は切実な思いで皆さんが必死になつて安いファミリー向けのものを探していらつしやるということだけは、今日この資料をいただいで、完全に皆さんの要望というのはこの資料に出ているわけですね。

ですから、私は、ある程度、今言つたような大沢議員がおっしゃつたような建て替えにおいて戻り入居者の数が足りない、またその戻れなかつた人たちに対しても補完の役割をしろうという、補完であればいいですけれども、私は、民間との、官と民の在り方というものを今変えようとしているときですから、私は、この大変今日いい資料をいただきましたので、今後私は、公団が機構になつてもどの程度、新規というものは、もう二年後ほとんどなくなり、公団の仕事としては、団地としては。

けれども、私は、そういう希望を民間が果たしてどこまで、民間にゆだねられるかということも含めながら、私は、大きな住宅政策の根幹にかかわることですので、今後、今おっしゃつた官が逆に民の補完になるということへの転換期に来ていることに対しては、私は、住宅政策の基本的なことですので、よくこの機構変更の下で民の要望というものはどこまで受け入れられるかというの検討に値すべきことだと思ひます。

○大沢辰美君　本当に高い家賃だったらもう今の不況の中で住めないというのが実態なんで、その実態を私はつかんでいただいて、これからのファ

ミリー住宅、四大都市圏でこれだけ不足しているという実態を私は何度も述べましたけれども、そのことを解決するための役割は公団にある、機構にある、そのことを一層念を押しておきたいと思っています。

私は、特殊法人改革という分野の政策にこの住宅政策がすべて従わなければならないということはないと思うんですね。やはり、住宅政策として国民の求めに応じて、私は、今何度も申し上げますが、公団のファミリー向けの賃貸住宅の供給を維持してほしい。必要な場合には更に拡大するということを強く申し入れて、時間がありませんので、家賃の問題に一つ質問をしたいと思っています。

家賃の問題なんですけれども、大臣は今まで本家に居住者の皆さんが不安を持つことがないようにと繰り返し発言をされてきました。よく認識をされた上で今の発言だと思っていますけれども、やはり本家に深刻な今日の不況の中で賃金は下がっている、また医療や介護保険の問題もあります。

こういう状況の中で、都市再生機構法案の二十五条の二にある「経済事情の変動等」という指摘をしています。これは現行法にもあるわけですが、この経済事情というのは、やはりこういう本家に生活の、生活実態の経済事情を考慮してやってくれているのかどうか一つ。

そしてもう一点は、先ほどから谷林議員が質問を繰り返しておついてもしていただいております。昨日の参考人でも指摘をされました。建て替え事業における家賃の特別減額措置の新旧制度の統一について、今、大臣はその時代に合った制度を改正してきたんだと、そういう答弁をされましたけれども、そうしたら、公団の姿勢として、私はこの検討主体は公団にあると思うんですが、公団から相談があった場合は、大臣はきちっとこの問題をもう一度、これだけ要望が多い、矛盾がある、もう一度精査をして検討する内容であると思います。この二点についてお伺いいたします。

○政府参考人(松野仁君) 最初の機構法の第二十五条第二項「経済事情の変動等」というのがございいます。これは何を指しているかということでございますが、まず第二項そのものが、継続家賃の改定に当たって近隣の住宅の家賃とのバランスあるいは現在適用されている家賃の額のほかに、市場における家賃の推移などの経済事情の変動等を勘案して適切な水準に定めるということにしたものでございまして、これらのことは民間で家賃改定する場合にも一般的に考慮されていると考えております。

御指摘の経済事情の変動等というのは、経済情勢を始めとする諸条件の変化を勘案するといったものでございまして、具体的には市場における全体的な家賃の推移といったものを想定しているということでございます。入居者の言わば収入の変化とか、そういったものを念頭に置いたものではございません。

それにつきましては、むしろ第四項のところ、高齢者、身体障害者等の特に居住の安定を図る必要がある者で家賃を支払うことが困難であれば家賃を減額することができるとしていること、このちのちの第四項で考えていること、でございます。

もう一つ、新旧制度統一のお話でございますが、これは確かに大変お気持ちはよく分かるわけでございますけれども、先ほど公団の理事からもお答えしましたが、これは一種の言わば公共事業の推進という、建て替え事業、社会施設としての公団住宅の建て替えということの促進策として対応している言わば補償措置でございます。したがって、これによって合意が成立してしまえば、トータルしている、あるいは一部完了しているというような事業の場合には、通常、新しく制度改善したときに、それをさかのぼって過去の事業に適用するということは原則としてないということでございます。それは、やはりこういった助成措置、国も助成しているわけですが、そういったことでござい

すから、それをさかのぼって実施するということは基本的に難しいものだというふうに考えております。

○大沢辰美君 本日に、今答弁がありましたけれども、やはり経済情勢というのは市場の家賃ということですが、本日に苦しい今の生活の実態、総務省の調査でも収入実態がマイナス八％の三月で出されているわけですから、そういうこともこれから考慮できるような、そういう家賃改定を求めていると思います。

そして、新旧制度の一本化という点については、図らずも本音を言われました。建て替えの促進策だったということも言われました。私は、そういう目的じゃなくて、本日に今の実態を踏まえて、これを機構に当たるに当たって制度を一本化させていくということを要望して、終わります。

○委員長(藤井俊男君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、斉藤滋宣君及び野上浩太郎君が委員を辞任され、その補欠として田村耕太郎君及び小林温君が選任されました。

○大江康弘君 国会改革連絡会(自由党)の大江でございます。通称国連でございます。やはり最後は国連がまとめたきやいかぬのか、こんな大きな使命感で、しかしこれで衆参通して審議してきたこの重要法案ももう最後の質問でございます。何か私が法案の行方を決めそうで、非常に重大な、肩の荷が重いわけでありませうけれども。

昭和三十年に住宅公団が発表をして、今回四度目の改名で都市再生機構という、四回名前が変わりましたから、またこの名前もいつ変わるかわかりません。今度変わるときには都市再生住宅機構ぐらいにまた名前を変えていただいたら、名前だけでも安心するんじゃないかなと、こんな思いもあるわけでありませうけれども。

やはり連日の議論の中で、昨日も参考人の方で、先ほど谷林委員の話ではないですけれども、やっぱりやっつけいこうと思えばどうしても赤字というものが出てくる、その赤字を恐れずにという意見でもありました。それだけにやはり民間が参入しにくい、そういう収益ということを考えれば、どうしてもやっぱりこの今求めている法案というものをやっつけいこうと思えば、どこまで民間が参加をしていくのかという部分、それでもやっぱりやらなければいけないというこの片っ方は国の責任、そして国のしっかりした関与というものを実は感じたわけでありませう。

そこで、もう一点だけ、ちょっと住宅局長に聞きをしたいと思っています。

私は、民間誘導ということ今回挙げられておられますけれども、先ほど言いましたように、必要度の高いというものを、これをやっぱりやっつけいく。その代わり、やっぱり必要度の高いというのはその裏には採算性が低いとか効率が悪いという部分がどうしても付いてくるという、それを国としてどう補つていくのかということ、これは今回新たにやっつけ問われておるこの法案に対してのこれらの国の私は意思であろうというふうに思います。

今まで機構以前のこの公団は、郊外にニュータウンを造つたりとか、いろいろ市街地の再開発というものをやっつけたわけですが、やっぱりこれからは一つは都市の再生をどうするか。我々こうして都会を眺めておつて、田舎におれば、前回も申し上げましたか、やはりあの阪神・淡路大震災なんかは、我々田舎で起こったってあんなにたくさん被災者の数にはならない。その代わり、やっぱり都会というものはそういう、便利であるけれども一つの大きな危険性をはらんでおる。しかし、どうしてもやっぱり国策としてはこれをやり遂げていかなければいけないという中で、やはり民間にどこまでそれを求めていくのか。この法案で果たしてどこまで民間にそういう一つの

責任を、民間に民間にという流れはこれは分かかりますけれども、しかし、やはりそういう中で今回私は不安に思うのは、そういう一つの国の関与、国の責任というものが非常に求められる中で、最後にやっぱり私は局長にもう一度、この民間誘導というのはいずれでも、やっぱりその部分とは別に、先ほども言いましたように、国の責任というものをしっかりと果たしてもらいたいという思いもありますので、ちょっと一点だけ最後に局長にお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(松野仁君) お答えいたします。

特に先生御指摘の密集市街地のような、いざとなると大火的の危険性があると、あるいは倒壊してしまうというようなケースがあり得るということ、阪神大震災でも大変大きな被害が出ました。こういった、かなり多くの部分が密集市街地で起きたということもござります。こういった大都市における対策というのが国としてもこれから対応していかなければいけないということもござります。

今回の機構法でも、これと併せて今国会に密集市街地整備法の改正を出させていただきました、この中でも防災街区整備事業というものを都市再生機構が取り組むことができるような仕組みにしております。やはり公共団体あるいは都市再生機構といったところが積極的に取り組む必要があると思います。

あわせて、国もその事業をややすくするという意味で、様々な助成措置、特に零細権利者の方々に対する対応措置というのが大変重要でござりますので、従前居住者用住宅というような制度を用意いたしまして、家賃対策補助まで行いましてスムーズに事業が進むように、国と都市再生機構のような公的機関がこれに積極的に取り組んでいくということを進めてまいりたいと思います。

また、賃貸住宅につきましても、民でできることは民でということではございますが、完全に民間に任せるということではございませんで、機構が機構としてやるべきこと、つまり公共施設整備

等の民間ではなかなかできないことをした上で、取得した土地を定期借地で出すといったことで地代のコストをかなり低く抑えるということによって、民間事業者でも都市再生機構がこれまで供給してきたものと同等の賃貸住宅を供給できるという供給支援型の賃貸住宅制度として、それは言わば衣替えするというところでございますが、これによって国も機構も賃貸住宅供給の支援を積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

○大江康弘君 局長、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

この三日間、この委員会には、非常に驚いたことは、たくさん傍聴者の皆さんが来られておつた。皆さんお仕事も持たれて、いろいろ用事もあつた中で大変である、しかしやはりこの法案の行く末が、本当に皆さんが毎日生活されておられる、住んでおられる中でのいろいろとかかわってくることであるという、やっぱりそういう切実な思いであつたかと思ひます。道路を造れとか橋を付けろというような話ではないわけでありまして、それだけに、我々、この委員会もそういう皆さんの思いをどれだけ政府に対して訴えられたか、あるいは政府もどう判断の中で答えていたか、それは傍聴者の皆さんの御判断ですけれども。

しかし、少なくとも昨日の片岡さんという参考人の方の御意見を聞かせていただきましたと、今いろいろ口を開けば国民の皆さんから国がいかに、政府がいかに、我々野党もよくそれは言うんですけれども、しかしこの片岡さんの昨日の意見の陳述を見ますと、やはりこれまで半世紀にわたり集合住宅、まちづくりを進めてきた公団の果たした役割は大きい。これだけやっぱり国が評価をしていただいているということ、本当にどうしてこたえていたらいいかということにもつながるんですけれども、最後に公団に一点だけちょっと聞かせていただきたいと思います。

先ほどJSの話が出ました。谷林委員はやはりそういう一つの道路公団とは違ったファミリー企業の中でのこれからの在り方ということを言われたと思ひます。JS自体は、これはもう公団の皆さんが高く評価をされておられるわけであります。大臣は先ほど役員が十八人おつて十人天下りというの、これも言いましたけれども、私は、そういう一面もありますけれども、しかし数の問題ではなくて中身の問題というふうに思ひますので、やっぱり能力のある、こういう専門に頑張っている方々を、官僚の役員の皆さんの能力をどう使うか、これはやっぱり政府の知恵でもあるし、我々政治家のこれはやっぱりどううまく使うかというの知恵であります。大臣は、思つていてそういうことをちょっと遠慮しながら恐らく言つたんだと思ひますけれども。

そういう中で、私は、この公団が今まで評価をしていただいた部分、先ほど古屋理事ですか、民間が余り育っていないという答えもありました。これはやはり、育っていないということは、それだけやっぱり民間が入りにくく間口を例えれば公団が狭くしてきたのか、あるいはやはり民間が入つていこうと思つたてなかなかに民間が思うような収益を上げられない、二十四時間サービスで、私はどちらかといえば後者ではなかったかなと、こんなふうに思ひます。大臣から言わせれば甘いということも分かりますけれども。

しかし、そういう中で、公団として、今まで住まれてきた、公団に住まれてきた皆さんと築き上げてきた片つ方での委託とか、いろんな形の中で民間開放ということでありませうけれども、やっぱりこの信頼をどうつなぎ止めていくかということも私は安心感につなげていくと思うんですが、そこらは公団として、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○参考人(古屋雅弘君) 公団が造って築き上げてまいりました七十五万、六万戸の賃貸住宅は機構に継承していただくわけですが、言うまでもなく公共賃貸住宅でございますので、公共賃貸住宅としてふさわしい管理を今後もきっちりやっていたかなければならないと思ひます。

その際に、やはりそれを効率的にスリムな体制で透明な業務執行に努めなければならぬわけでございまして、その際に民間のお力をかりたいということも、これはいろんな機会、事業機会を創出しながら考えなければならぬけれども、機構なり公団なりの株主としての支配権が及ぶ、その管理方針を実現していただく、そういう最小限の業務というのやはりござりますので、関連会社をうまく活用しながら、できるだけ民間の企業、事業機会というのをもまた併せて確保しながら、全体として、居住者の方々に安心して住まいに、また公団の業務が最も効率的な形で執行されるように努めてまいりたいと存じます。

○大江康弘君 いろんな不安もあるし、私もそうですけれども、この機構自体がどういう方向に行こうか、行こうとしておるのかという程度は概念は分かつておつても、どうもやっぱり今までの経過の中でそういう築き上げてきたものが崩されるんじゃないかという不安というものもあるというふうに思ひます。どうかひとつそういうものを、新しい機構になつてもひとついいところはしっかりと引き継いでいただいて、そういう公団に住まわれている皆さんとの信頼関係というものを更にひとつ崩すことのないような努力をしていただきたいということを最後に要望しておきたいと思ひます。

それと、もう本当にこれが最後です。大臣、昨日、そういう中で、この公団というのは、都会もあるでしょうけれども、やっぱり我々、この都会を見るにつけて、田舎にあるようなのはののとした一つの町のコミュニティだとか、そういう部分というものを実は公団に住まわれている皆さんが作り上げているということを実は感じました。こういうきずなというものが昨日聞かせてもいただいたんですけれども、やはりそういうものが今崩れていく人かなという不安を皆さんが抱持になられてる。

しかし、やはりこの機構の、今までの公団のやつてきた一つの仕事とこれから機構の持つ部分

の中で、公団のことだけではなしに、都市再生をどうしていくかという片っ方に大きな目標もあると思います。

そういう中で、一つは、そういう公団に対して、先ほど五百十二億円ですが、なんかの剰余金があるという形の中で、どう使っていくかという話もある。こんなお金、少しは家賃で下げてあげるように使った方がいいなど、そんなことも思っておつたんですけれども、なかなかその家賃を下げるという話が出てこなかった。

そういう中で、いろいろとやはりこれから公団の皆さんがこれだけ高く評価をしていただいたものをどうつなぎ止めていくのかということの考え、それと同時に、この機構が、本当にこれから我々の新しいこの日本の国が求められる住宅政策、そしてまた日本の都市機能を高めていくということに関してどういうふうな運用していくのかという、最後にやっぱり大臣にひとつその思いを聞かせていただきたいと思っています。

○国務大臣(関根謙吉) いろいろ御議論をいただきましたけれども、少なくとも都市公団、御存じのとおり、昭和三十年に設立されて以来今日まで、多くの中低所得者も含めて、あらゆる皆さん方の御要望にこたえて、私たちは、この設立三十年以来今日まで、あの当時ダイニングキッチンなんていう新しい言葉も、これ公団に初めてダイニングキッチンができて、女は、ダイニングキッチンでどんなものだろうなんて私なんか思いましたけれども、そういう先取りもしながら、私は、居住環境も含めた公団の質の向上に私は努力してきましたと思います。

努力してきた、それを皆さんが評価していただいて、少なくとも、今でも管理しておりますのが約七十五万戸、そして二百万人の居住者と、こういう数字に私は公団の努力というのが、国民が評価していただいて、今日歩んできたということに対しては皆さんも認めてくださり、またなおかつ、先ほど大沢議員が資料をお出しになりました。公団が建てて、家賃が高いけれども、五倍に

もそして三倍にも競争率があつて外れるというくらい都心に対して集中しているということも事実でございます。

なぜならば、これは地域公団も含めてですけれども、昭和四十九年に業務開始しまして、この地域公団というものが主として三大都市圏以外の地域でこれ建ててきたと。それで、山手線内の面積が約六千三百ヘクタールでございます。ところが、この地域公団が建てたものというのは、これは山手線内の六千三百ヘクタールを超えることの六千八百ヘクタール、これだけ供給してきたわけでございますので、私はそういう意味では大変、約六千八百ヘクタールのこの宅地を供給した重みも、これは私は地域公団に対してもやっぱり評価してあげなきゃいけないと思います。

ただ、先ほどからも、谷林議員から、大沢議員からも、この間は少なくとも皆さん方から、富樫議員も言われましたけれども、今まで住んでいた人が建て替えて出ていって、戻りの話が大変もうこの委員会でも重要な課題として議論されました。

私は、けれども、公団住宅の建て替えについては、従前から居住者の居住の安定ということはこの委員会でも何度も言われましたけれども、私は家賃の激変緩和をしようということで、戻ってくる人に対しても、私は具体的に、戻って入居されるすべての皆さん方に対して本来の家賃の二〇%の軽減処置も取っていたということも私は再認識していただきました。また、それだけの政策を取ってきたと。また、低所得層の、あるいは高齢者の皆さん方に対しては配慮する必要があるということと、その方に限っては特別な減額処置、これも戻りの入居者の希望者にはしたという事実も、私は大変な公団の努力であつたということ自体も御理解を賜りたいと思います。

また、今最後におっしゃいましたけれども、今回のこの改正によりまして、私は、簡素でなおかつ効率の、なおかつ住居の皆さんには透明な私は説明が必要であるということもこの委員会でも皆さんに御指摘をいただきましたので、今回は、今

後、今お話が出ました子会社、関連会社、無駄があるものを省くというのが今回の大きな改革の原則でございますので、そういう意味で、省くからといって住民の夢まで省いてしまったのでは、これは意味がありません。そういう意味では、居住者の皆さん、そして我々の、またこれからこれを利用しようという人たちが夢をなくすことのないような、私は公団と今後のこの機構への変換によつて改めて新たな夢が出てくるというような機構改革にしていきたいということをまた見守つていきたいと思つています。

○委員長(藤井俊男君) 他に御発言もないようです。それから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○大沢辰美君 私は、日本共産党を代表して、独立行政法人都市再生機構法案に対して反対討論を行います。

本法案は、都市公団を廃止し、都市再生の名による民間企業の開発支援を機構の業務の中心にする一方で、目的にあるように、新たな賃貸住宅建設は行わず、民間の賃貸住宅の供給支援を行おうとするものです。

反対理由の第一は、政府は特殊法人改革の整理合理化計画で都市公団の非効率、非採算を挙げましたが、問題は、バブル崩壊後も引き続いて土地取得を続け、三千ヘクタールを超える未利用地、その中でも七百ヘクタールに及ぶ塩漬け土地、これを保有していることです。改革されるべきは、この赤字を生んでいる、このような非採算、非効率の事業を整理することです。本法案はこれらの業務を機構の中心にするとしています。やるべきことが逆さまで、改革とは言えないのです。

第二に、公団住宅には七十万の世帯の方が、そして二百万人以上の居住者が生活しています。しかも、高齢化が進んでいます。居住者が安心して住み続けられるとともに、若い世代も含めたバランスの取れた地域社会を作ることが求められています。すなわち、賃貸住宅の充実と拡大であります。

採算の点でも、賃貸部門は赤字です。経営は健全です。ところが、本法案は新たな賃貸住宅供給から撤退するとしています。これは、国と公団の本来の責任という点でも、採算という点でも居住者と国民の願いに反するものです。

高齢者、子育て世代の居住の安定を確保するためにも公共住宅の役割は一層大きくなつていきます。ファミリー向け賃貸住宅の充実、拡大は、公団を始めとする公的責任で行うなど、今後更に充実させ、そのことを、あるべきことを主張して反対討論いたします。

よろしく願います。

○委員長(藤井俊男君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

独立行政法人都市再生機構法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤井俊男君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山下君から発言を求められておりますので、これを許します。山下八洲夫君。

○山下八洲夫君 私は、ただいま可決されました独立行政法人都市再生機構法案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

独立行政法人都市再生機構法案に対する附帯決議(案)

都市再生機構は、自主的、自律的な運営を行う独立行政法人として、所期の成果を挙げるためには、業務運営の効率化と財務内容の改善を図るとともに、中期目標に基づく中期計画の適

正かつ確実な実施を図るべきである。

以上のような観点に立つて、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、都市再生機構は、都市基盤整備公団と地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門が統合され設立されることから、効率的な業務運営が行われるよう組織の簡素化等を図ること。また、機構設立後においても、事務・事業や組織の見直しを行うこと。

二、機構は、経費の削減、譲渡用資産及び未利用地の早期処分並びに支払利息の低減等による財務体質の強化を図るとともに、財務内容等の情報公開を積極的に進めること。

三、機構は、市街地の整備改善に関する業務の実施に当たっては、関係権利者の意思が反映されるよう努め、地方公共団体、民間事業者等との協力及び適切な役割分担を図るとともに、コーディネート業務等のノウハウが積極的に活用されるよう努めること。

四、機構は、民間事業者では実施することが困難でリスクの高い事業を行うに当たっては、創意工夫等により、事業リスクの軽減に努めるとともに、リスク管理の徹底を図ること。

五、機構の保有する建替余剰地の処分にあつては、公的資産として活用し、公園・福祉施設・公営住宅等公的な利用を図るよう努めること。

六、機構は、民間事業者の賃貸住宅の建設の見通しを十分勘案しつつ、その供給支援に努めるとともに、良質な賃貸住宅供給が確保されるよう、その補完的役割を適切に果たすよう努めること。

七、機構は、都市基盤整備公団から承継する賃貸住宅について、居住者との信頼関係を尊重し、居住者の居住の安定を図り、住宅や利便施設等の適切な維持管理を行うとともに、家賃が低所得の高齢者等の居住者に対して過大な負担とならないよう配慮すること。

八、機構は、老朽化した賃貸住宅の建替えに当たっては、低所得の高齢者等への建替家賃減額制度に配慮するなど居住者の居住の安定を図るとともに、良好なまちづくりとコミュニティの維持に努めること。

九、機構の理事長及びその他の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう十分配慮すること。

十、機構への移行に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

十一、機構の子会社、関連会社等については、整理・合理化を図るとともに、財務内容等に関する情報公開を推進すること。また、機構関連業務の業務契約については、関係法人との随意契約の適用を厳格に行い、競争入札を原則とし、中小企業への発注機会の拡大のための分離分割方式の活用を含め一般の民間事業者の業務機会の拡大に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(藤井俊男君) ただいま山下君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤井俊男君) 全会一致と認めます。よつて、山下君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、国土交通大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。国土交通大臣。

○国務大臣(藤井俊男君) 独立行政法人都市再生機構法案につきましては、各委員におかれまして熱心な御意見を、また御高見を賜りました。ただいまは可決されまして、心から御礼を申し上げます。

と思います。

なお、附帯決議が付きましたので、この審議中における各位の御意見と、そして御高見と、今の附帯決議において提起されました都市基盤整備公団から承継しますこの賃貸住宅の居住者の居住の安定、あるいは効率的な業務運営等につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。

これに、委員長始め各委員の今までの御協力に心から、また御指導賜ったことに御礼を申し上げます。ごあいさつに代えます。

○委員長(藤井俊男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤井俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

六月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、成田国際空港株式会社法案

成田国際空港株式会社法案

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 事業等(第五条―第十四条)

第三章 雑則(第十五条―第十七条)

第四章 罰則(第十八条―第二十三条)

附則

第一章 総則

(会社の目的)

第一条 成田国際空港株式会社(以下「会社」という。)は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もつて航空の総合的な発達に資

するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的とする株式会社とする。

(成田国際空港)

第二条 この法律において「成田国際空港」とは、附則第十二条第一項の規定により会社が新東京国際空港公団(以下「公団」という。)から承継した公共飛行場をいう。

(成田国際空港等の設置及び管理)

第三条 成田国際空港及び成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならぬ。

2 前項の基本計画に關し必要な事項は、政令で定める。

(商号の使用制限)

第四条 会社以外の者は、その商号中に成田国際空港株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 事業等

(事業の範囲)

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 成田国際空港の設置及び管理

二 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理

三 成田国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で成田国際空港を利用する者の利便に資するために成田国際空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理

四 成田国際空港の周辺における航空機の騒音

等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う次に掲げる事業

イ 緩衝地帯の整備のための土地等の取得、造成、管理及び譲渡

ロ 騒音防止工事等を行う者に対する助成

ハ 住居を移転する者等に対する損失の補償及びその所有する土地の買入れ

ニ イからハまでに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う事業であつて政令で定めるもの

五 前号に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業

イ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる生活環境への影響を緩和するために必要であると認められる政令で定める事業であつて成田国際空港の機能の發揮に資するものを行う者に対し、出えんする事業

ロ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害の防止、成田国際空港の周辺の地域の整備その他の成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資する事業を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、交付金を交付する事業

ハ イ及びロに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業であつて政令で定めるもの

六 前各号の事業に附帯する事業

七 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

2 会社は、前項第七号の事業を行おうときは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(生活環境の改善に対する配慮等)

第六条 会社は、成田国際空港の周辺の住

民等の理解と協力を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で不可欠であることに堪がみ、その事業の実施に当たり常に成田国際空港の周辺における生活環境の改善に配慮するとともに、前条第一項第四号及び第五号に掲げる事業を適切かつ確実に営まなければならない。

2 国は、会社が前条第一項第四号及び第五号の事業を円滑に実施することができるよう配慮するものとする。

(一般担保)

第七条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(資金の貸付け)

第八条 政府は、予算の範囲内において、会社に対し、第五号第一項第一号及び第二号の事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

(新株、社債及び借入金)

第九条 会社は、新株若しくは新株予約権を発行し、社債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二号第二号において同じ。)を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

2 前項本文の規定は、会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

3 会社は、第一項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(代表取締役等の選定等の決議)

第十条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(事業計画)

第十一条 会社は、毎営業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第十二条 会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更等)

第十三条 会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)

第十四条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第三章 雑則

(監督)

第十五条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(協議)

第十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三号第一項の基本計画を定めようとするとき。

二 第五号第二項、第九号第一項、第十一号、第十二号又は第十三号会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。の認可をしようとするとき。

第四章 罰則

第十八条 会社の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十条 第十八条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の例に従う。

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は

職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一 第五條第二項の規定に違反して、事業を行ったとき。

二 第九條第一項の規定に違反して、新株若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

三 第九條第三項の規定に違反して、新株を発行した旨の届出を行わなかったとき。

四 第十一條の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。

五 第十二條の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六 第十四條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十五條第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十三條 第四條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十條から第三十四條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(設立委員)

第二條 国土交通大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

(定款)

第三條 設立委員は、定款を作成して、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第四條 会社の設立に際して発行する株式に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十

八条ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

(株式の引受け)

第五條 会社の設立に際して発行する株式の総数は、公団が引き受けるものとし、設立委員は、これを公団に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に關する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

第六條 公団は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。この場合においては、新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)第三十三條の規定は、適用しない。

(創立総会)

第七條 会社の設立に係る商法第百八十条第一項の規定の適用については、同項中「第百七十七條ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「成田国際空港株式会社法附則第五條第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割當」とする。

(会社の成立)

第八條 附則第六條の規定により公団が行う出資に係る給付は、附則第二十條の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七條の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第九條 会社は、商法第百八十八條第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十條 公団が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

2 前項の規定により政府に無償譲渡される会社の株式は、政令で定めるところにより、一般会計又は空港整備特別会計に帰属するものとする。

(商法の適用除外)

第十一條 商法第百六十七條、第百六十八條第二項及び第百八十一條の規定は、会社の設立については、適用しない。

(公団の解散)

第十二條 公団は、会社の成立の時に對して解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に對して会社が承継する。

2 公団の解散の時に對する政府の公団に對する出資金のうち政令で定める金額は、公団の解散の時に對して、政府の会社に對する無利子貸付金となつたものとする。

3 前項の無利子貸付金に係る権利は、政令で定めるところにより、一般会計又は空港整備特別会計に帰属するものとする。

4 公団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、新東京国際空港公団法第二十七條第二項及び第三項(監事の意見書に係る部分に限る。)に係る部分を除き、なお従前の例による。

5 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記及び第二項の無利子貸付金の償還に關し必要な事項は、政令で定める。

(権利義務の承継に伴う経過措置)

第十三條 前條第一項の規定により会社が承継する債務に係る新東京国際空港債券についての第七條の規定の適用については、これを会社の社債とみなす。

2 前條第一項の規定により会社が承継する公団の新東京国際空港債券に係る債務について附則第二十條の規定による廃止前の新東京国際空港公団法第三十條の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該新東京国際空港債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

3 前條第一項の規定により会社が承継する債務に係る新東京国際空港債券又は借入金が財政融資資金による引受け、応募若しくは買入れ又は貸付けに係るものである場合における当該新東

京国際空港債券又は借入金についての財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第十條第一項の規定の適用については、会社を同項第七号又は第八号に規定する法人とみなす。

4 前條第一項の規定により会社が承継する債務に係る新東京国際空港債券が日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金による引受け、応募又は買入れに係るものである場合における当該新東京国際空港債券についての同法第四十一條及び第四十五條第一項の規定の適用については、会社を同法第四十一條第四号二に規定する法人とみなす。

(政府の出資)

第十四條 政府は、当分の間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に投資することができる。

(債務保証)

第十五條 政府は、当分の間、法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第五條第一項第一号から第三号までの事業に要する経費に充てるため会社が発行する社債に係る債務(国際復興開發銀行等からの外資の受人に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について、保証契約をすることができ、

2 政府は、前項の規定によるもののほか、会社が債券又はその利権を失つた者に交付するため政令で定めるところにより発行する債券又は利権に係る債務について、保証契約をすることができ、

(商号についての経過措置)

第十六條 第四條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に成田国際空港株式会社という文字を使用している者については、この法律の

施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

第十七条 会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第十一条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(会社の設立に伴う農地法の適用に関する経過措置)

第十八条 附則第六条の規定により公団が会社に対し行う出資に係る農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地についての権利の取得については、同法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び公団の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

(新東京国際空港公団法の廃止)

第二十条 新東京国際空港公団法は、廃止する。

(新東京国際空港公団法の廃止に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法第二十一条の規定により国土交通大臣が定めた基本計画は、第三条第一項の規定により国土交通大臣が定める基本計画とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、新東京国際空港公団法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二條 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び附則第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る附則第二十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

(公職選挙法の一部改正)

第二十三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二第二項第二号中、「新東京国際空港公団」を削る。

(航空法の一部改正)

第二十四条 航空法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六條の五」を「第五十六條の四」に改める。

第三十八條第一項中「及び新東京国際空港公団」を削る。

第五十五條の三の前の見出し、同条及び第五十六條を削る。

第五十六條の二の前の見出しを削り、同条を第五十六條とし、同条の前に見出しとして「(第一種空港等の特例)」を付し、第五十六條の三を第五十六條の二とする。

第五十六條の四第一項中「第五十六條の二第二項を」第五十六條第一項に改め、同条第二項中「但書」を「ただし書」に改め、同条を第五十六條の三とする。

第五十六條の五第六項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「差別的取扱」を「差別的取扱い」に改め、同条を第五十六條の四とする。

(航空法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の航空法第五十五条の三第一項若しくは第二項又は第五十六條の規定によりした処分、手続その他の行為は、前条の規定による改正後の航空法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(関税法の一部改正)

第二十六条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中、「新東京国際空港公団」を削り、「港湾施設」の下に「若しくは空港施設」

を加える。

第三十八條第一項中、「地方公共団体及び新東京国際空港公団」を「及び地方公共団体」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中、「新東京国際空港公団」を削る。

(空港整備法の一部改正)

第二十八条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第三条第二項中「新東京国際空港は新東京国際空港公団」を「成田国際空港は成田国際空港株式会社」に改める。

第十二條中「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に改める。

(所得税法等の一部改正)

第二十九条 次に掲げる法律の表新東京国際空港公団の項を削る。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表

三 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第二

四 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第二

五 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表

六 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)別表第三

第三十条 前条(同条第六号に係る部分に限る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

以下この条において同じ。)の規定の施行前に同条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき公団がした行為及び公団に対してなされた行為については、なお従前の例による。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)

第三十一条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「ひん繁な」を「頻繁な」に、「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第十一条第一項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第十六条の前の見出し中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改め、同条第一項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に、「とのわな」を「調わない」に改める。

(空港整備特別会計法の一部改正)

第三十二条 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「この会計に帰属する国庫納付金」の下に、「この会計に所属する株式の処分による収入」を加える。

附則第八項に次の一号を加える。

五 この会計に所属する株式でこの会計において保有する必要があるものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換をする場合

(石油パイプライン事業法の一部改正)

第三十三条 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項を削る。

(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)

第三十四条 新東京国際空港の安全確保に関する

緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法

置法

第一条中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第二条第一項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に、「一を」を「いずれかを」に改め、同条第三項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第三条第一項第三号中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第六条を削る。

第七条第一項中「並びに前条第一項」を削り、同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第八条の二を第八条とする。

平成十五年六月十九日印刷

平成十五年六月二十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C